

消費・安全局設置から3年間の主な取組と今後の課題

資料 2
平成18年9月
消費・安全局

3年間の主な取組

今後の取組課題

1. 農場から食卓までのリスク管理の徹底を通じた食品の安全性の確保

(1) 食品の安全性に関するリスク管理の推進

- ・食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書を作成
- ・リスク管理支援チームを設置し、有害物質等のリスクプロファイルを作成
- ・リスク管理検討会を開催し、消費者、食品事業者など関係者の意見も考慮に入れて、農林水産省が優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストを作成

- ・サーベイランス・モニタリング計画に基づき、汚染実態の調査を実施。その結果及びリスク管理型研究により開発されたリスク低減技術、その他の情報等を活用して、リスク管理を着実に実施
- ・食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書に基づき、消費者・事業者の情報や意見を適宜決定に反映

(2) 食品安全確保措置の検討と実施

- 有害物質ごとの対策チーム(テクリルアミド、水銀、ダイオキシン類、カドミウム)における対策の検討・実施等。平成17年11月以降は、リスク管理支援チームが対応。

- ・カドミウムの国内基準の見直し、汚染地域指定に関する関係部局との調整、品目別対策のとりまとめ、カドミウム低減措置の評価を推進

○法律に基づく生産資材の適正な使用の推進

- ・農薬、肥料等の安全性を確保するため、それぞれの資材ごとに、製造者、販売者等に対する指導、取締を実施
- ・ポジティブリスト制度導入に伴って設定された動物用医薬品等の残留基準値と整合性のある動物用医薬品の使用基準の改正等の実施

- ・ポジティブリスト制度の周知を図るとともに、生産資材の適正使用、飛散の低減等に向けた指導を実施
- ・動物用医薬品や農薬等について、食品中の残留基準値と整合性をとりつつ、必要に応じて残留試験を実施し使用基準等の見直しに活用

○産地における食品安全GAPの普及

- ・『食品安全のためのGAP』策定・公表や「ニューアル」を平成17年4月に公表し、食品安全GAPの導入・普及を推進

- ・民間主導の取組を支援するとともに、生産現場における取組の拡大及び国際水準に対応し得るレベルアップを推進

- 法に基づく飼養衛生管理基準の策定、HACCP方式を活用した高度な衛生管理の推進

- ・畜産現場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底と、HACCP方式を活用した衛生管理ガイドラインの普及

2. 家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

<p>(1) 家畜防疫体制の強化</p> <p>○家畜伝染病予防法に基づく対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、牛海綿状脳症、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の作成・公表と、これに基づく体制整備 <p>○高病原性鳥インフルエンザの発生への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病予防法の改正等の体制整備 ・家畜伝染病予防法に基づく発生予防・まん延防止 <p>○BSE対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の飼料規制の徹底と我が国におけるBSEの発生への対応等 ・米国におけるBSE発生への対応 <p>○動物検疫体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外情報、国際基準を踏まえた動物検疫体制の強化 <p>○水産防疫体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コイヘルペスウイルス病の発生への対応とこれを踏まえた水産防疫体制の強化(水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の改正) ・国、地方公共団体、関係機関が連携し、法律に基づき養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防、侵入・まん延防止措置を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体、関係機関が連携し、法律に基づき畜産物の生産性に影響を与える家畜伝染病の発生予防、まん延防止を徹底 ・政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、早期発見、早期対応を基本に、発生予防に万全を期す ・飼料規制、死亡牛検査を着実に実施。また、新たな知見等を踏まえBSEに対する消費者の理解を促進し適宜対策を見直し ・引き続き、国際基準を踏まえ、輸出国の疾病の発生状況・防疫対策の調査等を強化し、的確な検疫条件を設定するとともに、各海空港の検査需要に対応した検査体制の充実等を行い、動物検疫体制を強化 ・引き続き、国、地方公共団体、関係機関が連携し、法律に基づき養殖水産動物の伝染性疾病の発生予防、侵入・まん延防止対策を実施
---	---

(2) 植物防疫体制の充実

- 病害虫のまん延防止対策の適切な実施
- ・総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針及び実施指標モデルの策定等、IPMの普及・推進を実施

- ・IPMの普及の達成目標や、国・都道府県・民間の役割分担を明らかにしたIPM定着工程表を作成

- ・IPMの理念の周知を図るとともに、IPMの実施に関する評価基準の作成及びデータベースの構築による情報提供等を通じた普及定着を促進

○植物検疫の国際ルールへの整合化

- ・病害虫危険度解析に基づいた適切な植物検疫措置の設定

- ・引き続き、検疫対象となる有害動植物の見直しを行うとともに、現在輸入されている植物の検疫措置を検証するための病害虫危険度解析を実施

○植物検疫体制の強化

- ・海外での病害虫の発生状況等の情報収集を行うとともに、各海空港の検査需要に応じた検査体制(施設及び植物防疫官)を充実

- ・引き続き、海外での病害虫の発生状況等の情報収集を強化するとともに、各海空港の検査需要に応じた検査体制(施設及び植物防疫官)を充実

3. WTO/SPS協定の遵守と国際的な議論への参画

(1) WTO/SPS協定の遵守と国際的な議論への参画

- ・精米のカドミ国際基準値の策定(Codex)において、国際的に通用するデータを準備し、その科学的解析、原理・原則を踏まえた科学的・理論的主張を行うことにより、我が国の主張を国際基準に反映

- ・コーデックス連絡協議会を開催し、コーデックス委員会への対応について消費者、食品事業者など関係者とコミュニケーションを実施

- ・国際基準課を8月1日に設置し、WTO/SPS協定の実施に関する国際的な議論への参加体制を強化
- ・WTO/SPS委員会及び関係する国際機関(Codex、OIE、IPP C)における議論に積極的に参画し、我が国の主張を国際基準等に反映させることを目指す
- ・WTO/SPS協定及び国際基準に整合した動植物検疫等の実施を推進
- ・国際基準設定機関の活動について、関係者とのコミュニケーションを推進

4. 食品表示の適正化等による消費者の信頼の確保

<p>(1) JAS法に基づく規格・基準の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズや社会情勢の変化に対応し、品質表示基準を改正(加工食品の原料原産地表示の対象を20食品群に拡大等) 新たなニーズに対応した規格を導入、制定(生産情報公表JAS規格(牛肉、豚肉、農産物)、有機畜産物等JAS規格の制定、流通JAS規格導入のための法改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 品質表示基準について、社会情勢の変化に的確に対応するための見直しを検討 生産情報公表JAS規格の品目拡大や流通JAS規格等、新たなニーズに対応したJAS規格の制定の推進
<p>(2) 監視・指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正表示に対しては、JAS法に基づき迅速な業者名公表など厳正な措置を実施 地方農政事務所等職員による監視・指導を行うとともに、「食品表示ウォッチャー」等の消費者の協力を得た監視を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 本省、地方農政局、地方農政事務所及び独立行政法人等の連携により、一層効果的・効率的な監視・指導を推進 「食品表示ウォッチャー」等の消費者や事業者など、国民の協力による監視の強化を検討
<p>(3) トレーサビリティシステムの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛肉については、牛肉トレーサビリティ法の適正な執行(地方農政局、農政事務所等による販売業者等への指導・監視等) 牛肉以外の食品については、トレーサビリティシステムの導入を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 牛肉については、引き続き法律に基づく適正な執行を推進 牛肉以外の食品については、トレーサビリティシステムの活用により、食品がフードチェーンを通じて追跡・遡及ができるよう支援

5. 消費者をはじめとした関係者との情報・意見の交換と施策への反映

<p>(1) 消費者等との意見交換会と情報の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関するリスクコミュニケーション等を開催(H15.7～H18.8、26テーマ、244回) ・本省、地方農政局等のホームページや「食品安全エクスプレス」(配信数:15,255人)を通じた情報提供と意見募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策課題の特性に応じた的確な情報・意見交換の方法を検討・実施 ・リスク管理者のリスクコミュニケーション能力の養成及びそれを支援するリスクコミュニケーション専門家の育成
---	---

6. 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

<p>(1) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育基本法、食育推進基本計画に基づき、「食事バランスガイド」や「日本型食生活」の普及・啓発、農業体験活動の促進など、生産・流通・消費の各段階における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、食育基本法、食育推進基本計画に基づき、食育を推進
<p>(2) 食品安全や食育に関するわかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供を持つ保護者向けに、食中毒に関する情報をホームページで提供 ・本省、地方農政局等のホームページや「食品安全エクスプレス」を通じた情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全及び「食生活と健康」について、食品安全に関する情報をわかりやすく提供するホームページ(キッズ向け、保護者向けの2種)を作成するとともに、地方農政局、農政事務所が出張講座で使用できるテキストブックを作成